

総務委員会・分科会 会議記録

- 1 期 日 令和3年2月26日（金）
午後2時14分 開会
午後2時49分 閉会
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席委員 委員長 西田 真
副委員長 竹中 理
委員 浅田 徹、井上 正治、
奥村 忠俊、田中藤一郎、
土生田仁志
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明員 （別紙のとおり）
- 6 傍聴議員 なし
- 7 事務局職員 主幹兼議事係長 佐伯勝巳
- 8 会議に付した事件 （別紙のとおり）

総務委員長・分科会長 西田 真

総務委員会（分科会）次第

2021年2月26日（金） : ～
第1委員会室

1 開会

2 委員長あいさつ

3 協議事項

(1) 付託・分担案件の審査について

ア 委員会審査

(ア) 第2号議案 工事請負変更契約の締結について

(イ) 第10号議案 豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
制定について

イ 分科会審査

(ア) 第27号議案 令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第24号）

(2) 意見・要望のまとめについて

ア 委員会意見・要望のまとめ

イ 分科会意見・要望のまとめ

4 その他

5 閉会

2020年度 豊岡市議会総務委員会名簿

2021年2月26日(金)

【総務委員】

委員長	西田 真
副委員長	竹中 理
委員	浅田 徹 井上 正治 奥村 忠俊 田中藤一郎 土生田仁志

7名

【説明員】

議会事務局	
議会事務局長	宮本 ゆかり
議会事務局次長	安藤 洋一
政策調整部	
政策調整部長	塚本 繁樹
政策調整部参事 —(行財政改革担当)—	正木 一郎
政策調整部次長兼公共施設マネジメント推進室長	土生田 哉
秘書広報課長	山口 繁樹
秘書広報課参事	和田 征之
政策調整課長	井上 靖彦
政策調整課参事 —(行財政改革担当)—	若森 洋崇
財政課長	畑中 聖史
防災監	宮田 索
防災課長	原田 泰三
総務部	
総務部長(会計管理者)	成田 寿道
総務部次長兼ワークインノベーション推進室長	土田 篤
総務課長	太田垣 健二
総務課参事(文書法制担当)	宮代 将樹
ワークインノベーション推進室参事	岸本 京子
人事課長	山本 尚敏
人事課参事	小川 琢郎
情報推進課長	中奥 実

地域コミュニティ振興部	
コミュニティ政策課長	土生田 祐子
市民生活部	
税務課長	宮崎 雅巳
城崎振興局	
地域振興課長	谷垣 一哉
竹野振興局	
地域振興課参事	山根 哲也
日高振興局	
地域振興課長	中川 光典
出石振興局	
地域振興課長	今井 謙二
但東振興局	
地域振興課長	夫石 英明
会計課	
会計課長	三笠 孔子
消防本部	
消防長	榊田 貴行
消防本部次長兼総務課長	吉谷 洋司
豊岡消防署長兼警防課長	中古谷 康彦
予防課長	土田 有紀
選挙管理委員会・監査委員事務局	
選管監査事務局長	宮岡 浩由

8名

【担当事務局職員】

議会事務局主幹兼議事係長	佐伯 勝巳
--------------	-------

計 16名

午後2時14分 委員会開会

○委員長（西田 真） 皆さんおそろいですので、ただいまより始めたいと思います。

それでは、ただいまから総務委員会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

本日は、3月定例会の初日で、皆さん、大変朝から長時間でお疲れだと思いますけど、総務委員会、また分科会ということで、これからよろしくお願いいたします。

委員の皆さんは、サイドブックス上のフォルダ、ホーム、総務委員会、総務03、02、26をお開きくださいということで、竹中副委員長のほうから皆さんに配信していただきますので、右下を、今出ますので押していただきたいと思います。

本日は、当委員会に付託された議案、また当分科会に分担された議案の審査として、個別に説明、質疑、討論、表決を行います。

その後、審査の終了した議案に対する意見・要望のまとめを行います。

委員の皆さん並びに当局職員の皆さんは、質疑、答弁に当たりましては、要点を押さえ、簡潔明瞭に行っていただき、スムーズな議事進行にご協力をお願いします。

なお、委員会及び分科会での発言は、委員長、分科会長の指名の後、マイクを使用して、課名と名字を名のってから行っていただきますようお願いしておきます。

それでは、これより3、協議事項、(1)付託・分担案件の審査について、ア、委員会審査に入ります。

まず、第2号議案、工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

原田防災課長。

○防災課長（原田 泰三） 69ページをご覧ください。第2号議案、工事請負変更契約の締結についてご説明させていただきます。

本件につきましては、2018年9月28日に議決をいただきました豊岡市防災行政無線デジタル

化整備工事の工事請負契約の変更契約締結について、市条例の規定により議決を求めるものでございます。

当初の契約金額であります11億9,448万円を12億1,144万円に、1,696万円を増額し、あわせまして、工期限につきましても2021年3月22日に延長するものでございます。

その他につきましては、71ページ等に記載のとおりでございます。以上でございます。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

井上委員。

○委員（井上 正治） 何点かお聞きしたいと思います。

会派勉強会でもお尋ねされた方もあったと思うんですけども、この状況は、相当数字的に変更がなっていると。例えば、アナログの受信機器アンテナ撤去なんか1,960か所から3,243か所というような、大幅に数字が変更になっているというふうなことが見受けられます。

それから、受信機の設置、3万4,000台が2万7,154台、こういうものの数字の非常に大きな差が出る。この辺の、最初の数の決められた経過と、なぜこのような格差が生じたのかをご説明いただきたい。

それから、こういう受信機等については相当差があるか、これは今、実際、各戸にどの程度きちっと設置されたのか、今後、残っていたらどのような形でやっていくのか、現在の受信機の残数等はどの程度お持ちなのか等々、お聞きをいたしたいと思いません。第1回目です。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○防災課長（原田 泰三） まず1つ目でございます。例えば、議員おっしゃられましたアナログ受信機用のアンテナの撤去の数が非常に変動が大きいということなんですけども、これにつきましては、当初設計時に既設の戸別受信機用のアンテナの数量というのが、正直なところ不明なところがございました。しかしながら、その後、受信機等を設置する進

捗に当たりまして、受信機の交換によってその数字が見えてきたと、アンテナ撤去数がほぼ確定されてきたというような、時間の経過で判明してきたというようなことがございます。

それから、もう一つお話のございました受信機の設置の台数ですけども、これにつきましては、いわゆる住基上、世帯としてこのくらいありますよということで、3万4,000台というのをマックスで見込んでおりました。それに対して2万7,154台ということなんですけども、これについては、後先になりますけど、1月末現在で設置台数は2万8,266台というような数字になってございます。以前に比べて増えてきてるのは、業者さんが頑張って設置に回っていただいているというのがありますし、窓口で当然配布させていただいているというような数もございます。

今現在、五千数百台の在庫というようなお答えがあるんですけども、まず、受信機の設置の台数が大本の世帯、いわゆる住基の数より少ないというのは、特に長期入所で施設入所されてる方というのは住民票を施設のほうに移されるということになりますので、住民票はあるんだけど、一つの大きな家族の中で生活されてるみたいな状況になりますので、その一部屋一部屋に防災無線はアパートみたいにつけるのではなくって、いわゆる事務所っていいでしょうか、そういったところに1台置かせていただいて、そのスタッフの方々が入所者の方々に連絡だったりだとかというようなことをするというようになりますので、そこは、そういった数がまず変動としてはございます。

それから、あと、アパートとかにお暮らしになってらっしゃる方が多いんですけども、集合住宅の場合、実際関心のない方というのたくさんおられます。そういったことで、何度業者さんが連絡票、不在票を置いて帰っても、結局連絡がないと。防災無線というのを欲していないというような、実際などころでございます。そういった方々がかなりたくさんおられるということが上げられます。

最近なんですけども、なかなか昔みたいに大家さ

んがしっかり家族のように入所者の方と接してらっしゃるというようなところはだんだんなくなってます。もう正直、管理会社はその物件を扱われて、区の付き合いとかも一切なしの条件で入られるみたいな方もたくさんおられます。そういった方々がどうしても抜けていくというようなことでございますので、対応策といたしましては、例えば、とよおか防災ネットなんかの登録をしていただいたりとか、あと、ホームページなんかでも、以前、浅田議員のほうからご指摘があったと思いますが、なかなか設置が増えないというようなことがあるので、そういったいろんな媒体を使って設置してほしい。もちろん防災行政無線でも呼びかけておりますけども、そういった形で。防災無線が嫌だったらもうほかの手段でしっかり情報を取ってくださいというようなほうに今シフトしてるというような状況が一つございます。

それから、今現在といいましょうか、1月末現在の設置の率なんですけども、今現在、80.9%ぐらいということになります。

○委員長（西田 真） 台数を言ってください。

○防災課長（原田 泰三） 台数は2万8,266台でございます。以上でございます。

○委員長（西田 真） 井上委員。

○委員（井上 正治） 今お聞きしますと、まだ2割弱ぐらいの家庭ができていないという状況ですね。所期の目的を達成すれば、2割といたら相当の数字だと私自身は今感じております。

やはりこれは何とかやっぱり、有事の際の放送もですので、しっかりと、あと、いろんな形で市の情報提供もあるわけですから、これは何とかやっぱり設置をしてあげたいというのと、例えば、世帯を分離されてる場合がありますね、同じ敷地内でも。敷地が別の方もいらっしゃると思うんですけども。そういうときの場合の設置というのはどのような対応をされているのか。そういうことも含めて、やっぱり、どう言ったらいいですかね、設置の基準を周知されることも必要か。

安価でつくのであれば、いやいや、私もつけてく

ださいよというおうちもあると思う。例えば大きなおうちがあって、端から端までが遠くって、ここは聞けてもこちらは聞けないというふうな状況というのはあり得ると思いますので、いろんな有事の際を想定して、やはり有効に設置できるような状況にはしてほしいなというふうに思いますし、それと同時に、1つ目の質問なんですけども、非常に数字が変更はというのが工事をしながら見えてきたということなんですけども、どうも何かチェックの仕方が少しずさんだったのかな、言い方悪いですけど、チェックが漏れてたのかなというふうに思います。

といいますのも、例えば予備対応機設置なんかでも0か所から6か所に増えたり。それから、移動系無線局撤去は0か所から4か所とか、全くゼロのところから増えてきてると。こういうことというのは、物事を計画していくのにあまりないような事例かなという思いをしますので、やっぱりこの辺も、次のこういう形の予算オーバーといいますかね、になってくると思いますので、その辺をどのようにお考えなのか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○防災課長（原田 泰三） まず、先ほどの世帯のお住まいのされ方によってのことなんですけども、基本的に、生活を別生計でされてらっしゃる、風呂とかも食事も別でっていうようなことは、あくまでも自己申告なのか、その辺りもあるんですけども、そういった場合は、同じ館といいたましようか、敷地の中でも2台お渡ししてるというようなやり方もありますし、そこを分かれてないんだけど2台下さい、もう1台下さいということになると有償でお渡ししてるというようなところがございますので、主には生活の実態に応じて、聞き取って、お渡しをしてるというようなところでございます。

それから、ちょっと余談になるかもしれませんが、先ほども80%というのがあるんですけども、実は、明らかに住基上は分かれてるんですけども、世帯が同一生計だというような方もたくさんおられますので、そういった方なんかも当然、その対象からは外れていきますし、あと、先ほど言いました、

そもそも要りませんという方、興味のない方も外れていって、その結果が80%になってしまってるというのが実際でございますが、一応行って、何度も何度も交渉してやり取りをしてっちゃうような中でってなると、もう少し上がってくるのかなというようなどございませう。

それからあと、今のちょっと精査の関係でございますが、一つには、予備対応機につきましては、確かに有事に備えて当初からそういった予備機っていうのを設置しておくということは、今、議員おっしゃられたように、確かに一番最初から分かりそうなものなのかなというのもございますけど、ちょっとその辺りは反省材料なのかなというところもございませう。

ただ、移動系無線の今の撤去等につきましては、先ほどからちょっと言ってますように、整備方針がまだ移動系につきましては、途中、決まっていかなかったというようなところ、今後決めていくというような方針の中でスタートしたもんですから、その分が途中でちょっと追加になってしまったというようなこともあります。以上でございます。

○委員長（西田 真） 井上委員。

○委員（井上 正治） 事業を進めていく間に、やはりどうしても変更せざるを得ないという分も出てくると思いますけども、少し精査の仕方といいますかね、もう少しびっちりとして、やっぱり予算化をするわけですから、しっかりと。これだけの事業ではなしに、いろんな事業においても、そういうことというのは一番大切なことであろうというふうに考えますので、今後の一つの事業においても、しっかりとやっぱり、予算計上するときにはしっかりと設計をして計上していただきたいというふうをお願いをしておきたいと思っております。

それから、2台目の設置なんですけども、これもどこかの形でやはりもう、何度か恐らく情報を流されると思いますので、そのときにも、問合せ先であるとか簡単にもし分かるような言葉があれば、それを載せていただきたいというふうなことで啓発をしていただきたいというふうをお願いをしておき

ます。以上です。

○委員長（西田 真） ほかにありませんか。

○防災課長（原田 泰三） よろしいですか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○防災課長（原田 泰三） 今おっしゃられましたように本当に、一つは、工事の精査というのは非常に大事なことです。肝に銘じたいと思います。

それから、今後の戸別受信機の啓発なんですけども、引き続き防災行政無線で、特にやっぱりニーズが高くなるのが、年度初めぐらいに例えば子供さんが幼稚園とか小学校に入学されて、実はそこでいろんなやり取りが防災無線でなされてる。学校からの連絡であったり園からの連絡であったりというのがあるというようなことを知って、うちもやっぱり要るわみたいなことで、そこも一つのタイミングになりますし、あと、よくある出水期とか、災害が終わってからみたいなのが、シーズンが終わってからみたいなのがございますので、それに限らず、あらかじめいろんな手段を使いまして、とにかく防災行政無線というのは大事なものです。というようなことでPRをして、少しでも台数を増やしていきたいなと思います。以上です。

○委員長（西田 真） 井上委員。

○委員（井上 正治） それから、今、私、ぱっと思いついたんですけど、5,000台も在庫があるわけですからね、まだ。やはり設置されてない企業さんあたりにも、ちょっとつけてあるかつけてないかわからないんですけど、設置されてるか設置されてないか。企業さんにもしっかりと情報を流していただいて、やっぱり有効に。万が一、勤務中でも災害が起きるとい、可能性というのはあり得ますので、そういうこともしっかりとやっぱり対応していただけたらというふうに思ってます。これは意見ですのでよろしいです。以上です。

○委員長（西田 真） よろしいか。

○委員（井上 正治） はい。

○委員長（西田 真） ほかにありませんか。よろしいか。

○委員（浅田 徹） よろしいか。

○委員長（西田 真） 浅田委員。

○委員（浅田 徹） 内容は理解しました。ただ、前回お聞きしたときは、年度末で切らずに、今みたいな4月の異動期、災害期、もう少し、6月か、少し様子を見ながら、どっかの時点で線を引くというふうなこと。

今回は、請負契約としては3月末でこの工期で切られると。その後等については、これはもう事務局というんですか、個々の、そういう、異動してこられて、付けてほしいのであれば、それはもう別途、また別契約でというふうな考え方でよろしいでしょうか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○防災課長（原田 泰三） 今のご質問の件なんですけども、一つ、窓口なんかで当然お越しになった方ということにお渡しを直接するというようなケースもございますし、引き続き、防災行政無線のいろいろ受信機の不具合であったり、ちょっと聞き取りにくいよみたいな話があったときにすぐに対応していただくために、いわゆる地元に精通された業者さんなんかをお世話いただいて、そこに連絡してもらったらもうそこで設定をしていただいて、お渡しができるみたいなことで、その辺りはすぐに動けるような体制を組むというようなことにはしております。以上です。

○委員（浅田 徹） よろしいか。

○委員長（西田 真） 浅田委員。

○委員（浅田 徹） 了解しました。よろしく願います。

○委員長（西田 真） よろしいか。

○委員（浅田 徹） はい、いいです。

○委員長（西田 真） 奥村委員。

○委員（奥村 忠俊） ちょっと聞き逃していたら、またお許しいただきたいと思います。

たくさん在庫が残ってるという状況はあったように思うんですけども、各家庭には無償で貸していただいているというふうな話ですけどね、事業所だとか、あるいは店をしてるとか、なにかしておられるというふうなところは、これは有償ということに基

本的になってるんですけども、そういうふうには決まっておるんですけども、どうでしょう、残りが大変な数が残ってるというような状況を見ると、あくまでも、これを置いておくということなのか、あるいは広げたらどうかというふうには私は実際思うんですけど、そういう考え方はありませんか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○防災課長（原田 泰三） 実際、台数はそれだけあるんですけども、1年に700台ぐらいは新規でお渡ししたりみたいなことであるものですから、そういったので、ある程度の年数を見込んで在庫を持ってるとというのが一つございます。

それからあと、事業所さんというのは、小規模の事業所さんとかも含めると、5万とか6万とかいう数にはなるというふうなところがございまして、もともと事業所で有償で購入するというような方は当然幾つかおられるんですけども、基本的には、なかなかそこまで賄うというのが数的にもちょっと難しいのかなというもがございます。ただ、できるだけ設置していただくようにはPRはしていきたいというのが現状かと思っております。以上です。

○委員長（西田 真） 奥村委員。

○委員（奥村 忠俊） そうすると、たくさんのいろいろあるんですけども、どうですか、その設置率というか、それはどの程度になってますか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○防災課長（原田 泰三） その設置の率というのはちょっと拾ってはおりませんものですから、申し訳ございません。

○委員長（西田 真） よろしいか。

○委員（奥村 忠俊） よろしい。

○委員長（西田 真） ほかにありませんか。

ちょっと1点だけ教えてください。ここに主な変更の概要で、予備対応機の設置とか移動系無線局の撤去、ここはゼロか所から6、4ってなってるんですけど、そもそもこれ、基本的なことなんですけど、どんなものですかいね、予備対応機と移動系無線局というのは。その辺ちょっと簡単に説明していただけないか。

どうぞ。

○防災課長（原田 泰三） すみません、奥村委員に言ってから、いきなりちょっと訂正をさせていただきます。

5万、6万って言ったのは5千、6千で、1桁…

○委員（奥村 忠俊） 全然違うじゃないですか。

○防災課長（原田 泰三） 大変失礼しました。申し訳ございません。

○委員（奥村 忠俊） みんなが今びっくり。

○防災課長（原田 泰三） すみません、申し訳ございません。

それから、すみません、今ご質問ありました予備機の件、移動系無線局の撤去の内容なんですけども、予備機というのは、操作が例えば不具合が生じたときに、そういった予備機を持つてることによって、そちらのほうで放送が可能になるというようなものですので、操作卓が故障したときのバックアップといいたいまいしょうか、そういったような意味合いで、それぞれで持つてるといふものでございます。

それから、移動系の無線局の撤去につきましては、ちょっと防災監から。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○防災監（宮田 素） 移動系の無線局っていうのは、例えば車なんかには積んでいる、いわゆる車載型のもの、それから本庁の例えば建設課とか、そういうところをつないでいるものということで、これもかなり古くて、どうしようかという検討はしてはいたんですけども、結果的に、IP無線機を昨年度整備するという形で整備をしましたので、この辺りが要らなくなったということで、防災行政無線の同報系に併せて撤去すれば安くつく、単独でするよりもということ、こちらの撤去のほうも追加工事をさせていただいているというふうな状況です。

この4か所というのが、いわゆる豊岡、それから旧城崎町、それから旧日高町、旧出石町、過去に防災行政無線をそれぞれ合併前に整備をしていたところというふうにご理解をいただけたらいいかなと思います。以上です。

○委員長（西田 真） ありがとうございます。

6か所いうのは旧1市5町ということで理解したらよろしいんですね。4か所いうのが豊岡、城崎、日高、もう一つが。

○防災監（宮田 素） 出石。

○委員長（西田 真） 出石で。はい、分かりました。

よろしいですね。

○委員（奥村 忠俊） いいです。

○委員長（西田 真） それでは、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。よって、第2号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第10号議案、豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

山本人事課長。

○人事課長（山本 尚敏） それでは、議案の119ページをご覧ください。第10号議案、豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明をいたします。

本案は、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例の対象期間を見直そうというものです。内容につきましては、条例案要綱と新旧対照表で説明をさせていただきます。

122ページをご覧ください。条例案要綱でございます。改正の内容は、現在の支給の対象期間を定めている規定を削って、期間を限定することなく、新型コロナウイルス感染症に関し支給対象となる作業に従事した場合に特殊勤務手当を支給するこ

ととするものです。

123ページをご覧ください。新旧対照表を掲載しております。

現行の規定の部分の真ん中辺りの下線を引いてるところに、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令ということがあります。条例の規定にこの政令を引用しているわけですが、新型コロナウイルス感染症につきましては、期限を定めることなく必要な対策を講じるという趣旨で、この2月に入りましてから法改正が行われました。その際に、この政令につきましても、2月13日で廃止ということとなりました。これを受けまして、この政令の廃止後も当該特殊勤務手当を支給するための改正ということでございます。

122ページに戻っていただきまして、附則です。この条例は、公布の日から施行し、令和3年2月13日から適用するということとしております。2月の作業に係った分につきましては、来月、3月の給与の支給日に遅滞なく支給するため、本日、ご審議をいただく次第です。よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

○委員（井上 正治） よろしいか。

○委員長（西田 真） 井上委員。

○委員（井上 正治） コロナ感染症に、防疫作業に従事する職員の特殊勤務というのですが、実際、実体的に、豊岡の体制として大体何名ぐらいが対象になってるのか、これまでの実績等を教えていただいたらと思いますが。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○人事課長（山本 尚敏） これまでの実績、実際に今年の1月に作業した分まで、1月に作業した分は2月の給与のときに払ってますので、その分までを集計しますと、延べ56回分と。金額の総額にして21万8,000円の支給という状況でございます。

実際に支給している職員につきましては消防署の職員、患者とか患者と疑われる人を救急搬送した

りしますので、そういった消防の職員。それからあと、診療所の医師や看護師、こちらも診療所に来られた感染者と疑われる患者さん、こうした方々に接触して作業を行いますので、そういった職員がこれまでの支給実績という状況でございます。

○委員（井上 正治） はい、分かりました。

○委員長（西田 真） よろしいか。

○委員（井上 正治） よろしいです。

もう一つ。

○委員長（西田 真） 井上委員。

○委員（井上 正治） それから、ここちょっと場が違ふと思うんだけど、例えば診療所の初期対応の待合室ですかね、あれはどこの診療所のも出来上がりましたか、聞いとられませんか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○人事課長（山本 尚敏） 申し訳ございませんが、承知をしております。

○委員（井上 正治） そうですか。

神鍋診療所、たまたま私は毎日行つとるんで、見たらようやく出来上がったのかなど。暖かくなってからやっと出来上がつとるかというふうに。完成したのかしれんけど、足場もきれいに外れて、建物は一応できたのかなど思ってるんで。ちょっと対応が、もう少し早め早めの対応をしてほしかったなど、これはお願いだけですけど。よろしいです。以上です。

○委員長（西田 真） よろしいか。

○委員（井上 正治） はい。

○委員長（西田 真） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。よって、第10号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで委員会を暫時休憩いたします。

午後2時42分 委員会休憩

午後2時42分 分科会開会

○分科会長（西田 真） 分科会を開会いたします。

それでは、これよりイ、分科会審査に入ります。

それでは、第27号議案、令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第24号）を議題といたします。

第27号議案中、当分科会に審査を分担されましたのは、所管事項に係る歳入歳出予算補正についてであります。

当局の説明は、まず、財政課から全体概要を含めて説明を、その後、組織順で各担当課から歳出及び歳入等を一気に説明いたします。

それでは、順次説明願います。

どうぞ。

○財政課長（畑中 聖史） それでは、議案書の247ページをご覧ください。第27号議案、令和2年度一般会計補正予算（第24号）でございます。

第1条で、歳入歳出それぞれ2億730万3,000円を追加いたしまして、総額を601億1,349万5,000円とするものでございます。また、第2条で繰越明許費の追加、第3条で地方債の変更を行おうとするものでございます。

本案の概要ですけれども、3点ございます。

まず1点目が、新型コロナウイルス感染症対策で、緊急事態宣言によりまして不要不急の外出自粛ということが言われてる中で、その影響を受けているバス、タクシー事業者に対して給付金を交付し、事業の継続を支援するというものが1点目です。

2点目が、道路等の除雪経費の増額ということでございます。

そして3点目が、国の2020年度第3次補正を活用いたしまして、三江小学校のトイレを改修するというものでございます。

財源としましては、256ページ、257ページをご覧ください。特別交付税、国庫支出金、市債ということですのでけれども、財源調整は最終的には財政調整基金の繰入金で行つておるところでございます。

す。

概要につきましては、以上でございます。

また、財政課が所管する歳出はございません。

私のほうからの説明は以上でございます。

○分科会長(西田 真) どうぞ。

○コミュニティ政策課長(土生田祐子) ページ数259ページをご覧ください。地域コミュニティ推進費の委託料です。42万円を増額しております。これにつきましては、大雪に伴う施設の除雪の委託金を上げております。42万円です。よろしくをお願いいたします。

○分科会長(西田 真) 終わりましたか。

○コミュニティ政策課長(土生田祐子) はい。

○分科会長(西田 真) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長(西田 真) 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長(西田 真) 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長(西田 真) ご異議なしと認めます。

よって、第27号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で委員会に付託及び分科会に分担されました案件の審査は終了しました。

ここで委員の皆さん、当局職員の皆さんから何かありましたらご発言願います。

当局から何かありませんか。ありませんか。

委員の方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長(西田 真) それでは、ここで当局の皆さん、ご退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで分科会を暫時休憩します。

午後2時46分 分科会休憩

午後2時46分 委員会再開

○委員長(西田 真) 委員会を再開いたします。

これより、(2)意見・要望のまとめについて、ア、委員会意見、要望のまとめに入ります。

既に、当委員会に審査を付託されました案件の審査は終了しました。

ここで委員会意見、要望として委員長報告に付すべき内容についてご協議いただきたいと思います。暫時休憩いたします。

午後2時47分 委員会休憩

午後2時47分 委員会再開

○委員長(西田 真) 委員会を再開いたします。

委員長報告について、特に付すべき内容はないということでありましたので、そのように決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(西田 真) それでは、委員長報告について、内容について、そのとおりにさせていただきますと思います。

それで、ご異議はなしということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(西田 真) そしたらご異議なしと認め、そのように決定しました。

ここで委員会を暫時休憩します。

午後2時48分 委員会休憩

午後2時48分 分科会再開

○分科会長(西田 真) 分科会を再開いたします。

これよりイ、分科会意見・要望のまとめに入ります。

休憩前に、当分科会に審査を分担されました案件の審査は終了しました。

ここで、分科会意見・要望として、予算決算委員会に報告すべき内容について協議いただきたいと思います。

暫時休憩します。

午後2時48分 分科会休憩

午後2時48分 分科会再開

○分科会長（西田 真） それでは、分科会を再開いたします。

分科会意見・要望として、特になしということでありましたので、そのように決定してご異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） それでは、予算決算委員会での分科会長報告についてであります。先ほどお話がありましたように、正副分科会長に一任願って、そのように決定させていただきたいと思いますが、ご異議はありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で分科会を閉会いたします。

午後2時49分 分科会閉会

午後2時49分 委員会再開

○委員長（西田 真） 委員会を再開いたします。

これより4、その他に入ります。

その他、委員の皆さんから何かあればご発言をお願いいたします。ありませんか。よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） それでは、以上をもちまして総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後2時49分 委員会閉会
